

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会 第2回運営小委員会

日 時 : 令和6年8月7日 (水) 13:00～
場 所 : 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室 (2階)

議事次第

- 1 沖縄県新聞業最低賃金ほか3業種に係る改正の必要性の有無について
 - ① 使用者意見概要書について
 - ② 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無についての検討
- 2 その他

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会

第2回運営小委員会資料一覧

1 特定(産業別)最低賃金関係労働者の考え方 (再掲)

- ・ 沖縄県糖類製造業 P 1 ~ P 2
- ・ 沖縄県新聞業 P 3 ~ P 4
- ・ 沖縄県各種商品小売業 P 5 ~ P 6
- ・ 沖縄県自動車(新車)小売業 P 7 ~ P 8

2 特定(産業別)最低賃金関係使用者意見概要書

- ・ 沖縄県糖類製造業 P 9 ~ P 10
- ・ 沖縄県新聞業 P 11 ~ P 12
- ・ 沖縄県各種商品小売業 P 13 ~ P 14
- ・ 沖縄県自動車(新車)小売業 P 15 ~ P 16

2024年 7月18日

糖類製造業

申出代表者 平田 隆太

糖類製造業額

特定(産業別)最低賃金審議に対する労働側考え方

糖類製造業で働く人たちは、生産性向上と事業の安定継続、発展を目指して日夜業務に取り組んでいます。

沖縄の基幹産業として、食料自給率の向上、地域の経済発展と雇用効果、県民生活の維持・向上に寄与しています。

サトウキビ農家は本島から離島の全域までおり、県民の生活の支えでもあります。また、黒糖などのように各地域の特産品として、ブランド化され、経済の一翼を担っています。

糖類製造業が特定(産業別)最低賃金の対象業種として存在することは、糖業の重要性を示すものであります。国も糖類製品に政策としての支援事業があることも、糖業の重要な特性であります。

「沖縄の基幹産業」としての役割を果たしていくため、地域別最低賃金より優位な、特定(産業別)最低賃金の設定が他産業と比較した優位性を法的に示すものであり、公正な競争で魅力ある糖類製造業の創造にも繋がることから、今年度も改定の申出を行います。

主旨をご理解いただきますようお願いいたします。

以上



2024年7月8日

新聞業

申出代表者 古野

新聞業特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働側の考え方について

2022年から続く物価高は24年も下げ止まらないどころか、より深刻化しています。原材料などの輸入コストの増大によって生じる「悪性インフレ」が不進行し、実質賃金は低下し続けています。新聞産業は用紙代、インク代などの資材費高騰による経営圧迫が他産業と比較して相対的に大きいことは否めません。しかし雇用の流動化が進む労働市場にあって、経営側にとっても採用難や離職者増による人員減を食い止めるため、賃金改善は事業運営上、不可欠な施作になっています。

新聞産業の人員不足は深刻です。特に最低賃金の具体的な適用対象と想定されるパート、アルバイト労働者は募集してもなかなか集まらないのが現状です。低賃金層の待遇改善が図られないことで人が集まらず、現場の労働環境がひっ迫し、業務に影響が出てさらに売り上げが低下する…という悪循環を招かないためにも、最低賃金の引き上げは喫緊の課題です。新聞産業を支えているパート、アルバイト労働者の待遇改善は、新聞産業が魅力ある産業であり続けるために必要不可欠で、経営側にとっても業務の発展に寄与するものと考えます。

インターネットの普及とSNSの広がり、フェイクニュースのようなデマや、人権を侵害するヘイトスピーチがネット上で拡散されています。そのような時代だからこそ現場記者がこれまで培ってきた取材網と取材力を発揮してファクト（事実）を正しく国民に伝えるメディアとして新聞が果たすべき役割は重要性を増していると考えます。

離島県・沖縄では宮古や八重山地域にも新聞社があり、地域に密着した情報を発信しています。地域紙が自らの地域、生活について考える根拠となる情報を提供し、読者の知る権利に応えることは健全な民主主義社会構築のために不可欠と自負しています。

その新聞業を支えているのは、現場の従業員です。業界全体の維持・発展のためにも、安定した生活が得られなければ健全なジャーナリズムは維持されず、新聞社としての使命を果たせない事態を招きかねません。

新聞産業が健全に維持・発展するためにも優秀な人材の確保が必須で、そのためにも物価高に見合った特定最低賃金の改善を求めます。労使双方で建設的な議論を交わすことができればと思います。



2024年6月25日
各種商品小売業
申出代表者 森田 和也

各種商品小売業

特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働者側の考え方について

私たち、「各種商品小売業（以下：商品小売業）」は、沖縄県民の日常生活に不可欠な商品供給を担う産業です。

商品提供は365日行われ、台風等の災害時においても従業員の安全確保をしながら店舗の営業を継続しています。また、店舗によっては24時間営業が行なわれるなど、朝から深夜まで懸命に業務に従事しています。

またパンデミックが発生した時には、自身の感染リスクを顧みず、県民生活を維持するため尽力するなど従業員は強い使命感を持って日々働いています。

しかし現実には、商品小売業で働く人たちの賃金水準は低く、その多くが最低賃金に近い処遇で働いており、働きの価値に見合った賃金水準とは言い難い状況におかれています。

特に、昨年から本年まで続く物価の上昇に賃金が追いつかず、食品の買い上げ数量の減少が示すように、私たち商品小売業の従事者の生活は大変厳しいものとなっています。

この厳しい生活を続けていることにより、商品小売業で働く従業員の定着は悪く、求人にも影響を与え慢性的な人員不足の状態にあります。そのことで店舗の閉鎖や従業員の長時間労働の増加など雇用・労働環境にも大きな影響を及ぼしています。

賃金水準の低い「商品小売業」にとって、特定（産業別）最低賃金の役割は極めて重要であり、改正がなされない場合、他の産業との賃金格差は広がり、商品小売業以外の時間給の高い職場への転職が増加してしまいます。

更には、土日、祝日、旧盆・お正月に出勤し、夜間勤務のある商品小売業は求人において敬遠され、益々人員不足が顕著となり、営業困難や労働環境の悪化にもつながっています。

このように沖縄県民のライフラインとして不可欠な商品小売業が魅力ある産業に生まれ変わり、人材を確保し定着してもらうために、特定（産業別）最低賃金の引き上げによる賃金水準の底上げは不可欠だと考えます。また、賃上げの原資を確保するためには、商品やサービスの適正な価格転嫁は商品小売業にとっても重要な取組だと考えます。

この商品小売業の現状を認識し、産業永続のために経営側の皆さんと労働側の真摯な審議には大きな意味があると思います。

以上の考え方を踏まえた改正の必要性について審議を行うことをお願い致します。



令和6年7月25日
自動車小売業（新車）
申出代表者 玉城良太

自動車小売業（新車）最低賃金 改正の必要性について

自動車産業は日本の基幹産業であり、その自動車小売業(新車)を支えているのはそこで働く「人」であります。停滞している産業・企業の競争力を向上させるためには、「労働の価値」に相応しい労働条件を実現していくことで、産業全体の底上げを図り、「人」の意欲と活力を高めて「お客様と地域から選ばれる」必要がある。自動車は、県民の日常生活に必要不可欠であるとともに、経済を支える重要な基幹産業です。基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定(産業別)最低賃金は、産業の魅力を高め、競争力の源泉となる人材確保、地域産業・企業の活性化に繋がる。そこに働くことの価値を高めるべく、当該産業に相応しい水準に引き上げることが必要不可欠あります。

現在、ロシア・ウクライナ問題、イスラエル・パレスチナ問題などの不安定な世界情勢を受けたエネルギー価格や穀物価格の高騰、日米欧の金融政策の違いによる金利差拡大を背景とする円安進行が追い打ちをかけており、日本企業も本腰をいれインフラへの対策を講じ公正な企業間競争を確保し、全産業の健全な発展を実現させていかなければなりません。

また、世界の目標である2050年カーボンニュートラルに対しても全産業が力を合わせ達成に向け動きだしており、国内では自動車販売業（新車）に関しては、2035年までに「乗用車新車販売で電動100%を実現」が成長戦略の方向性にて示されています。産業の活性化と成長が急務とされ、関連産業(水素事業、次世代燃料、電動車充電設備等)とのサプライチェーンがなければ達成は難しく、産業構造や経済社会が変革する覚悟で取り組み、沖縄の労働者が変わったと実感できる事が必要な時期にきています。次世代の子供達の為にも、産業の活性化と選ばれる産業である必要があります。

私達が自動車を通じて観光や県経済、県民の足として社会へ貢献していくためにも自動車産業は牽引役でなければなりません。近年の人手不足問題や整備士の離職問題も含め企業としての努力だけでは追いつけないスピードで変化しております。人材の獲得競争に取組んでおりますが、本土企業の参入や好条件の他産業に人材が流出すると企業の存続すら危ぶまれます。人材不足倒産とならない為に、若い人材の就職選択肢となる為、教育制度や休日数、福利厚生、学校訪問、インターンシップの活動等も行っており、企業努力をしております。



そのような状況下において、特定(産業別)最低賃金が、地域別最低賃金と同一とされていることに強い懸念があります。特定(産業別)最低賃金の対象業種であることの産業の魅力を発揮し優位性を担保する為にも、当該産業労使にて改正の必要性を理解し、その優位性について十分に協議し産業全体を強くする一助となると確信しております。厳しい労働環境といわれている自動車産業で、魅力要素として特定(産業別)最低賃金が設定されている業種であり、今こそ労使のイニシアティブを発揮できるよう、専門部会など自動車産業に相応しい「現場力」を支える水準的優位性を協議できる場が必要であります。

重ねてのお願いにはなりますが、当該産業関係団体の日本自動車販売協会沖縄県支部などに必要性の有無の判断を委ねて頂きたく強く要請申し上げます。公正競争の確保を主たる目的とし、地域の労使間で問題や意見を共有、反映できる場が必要なのです。下記に示すように沖縄においては、5年間審議入りできず地域別最低賃金が適用される状況であり、全国で一番低い金額であります。産業として魅力を高めるため、さまざまな問題について議論するためにも、(特定)専門部会の設置をお願い致します。

2012年改正後 特賃 681 円(前+10 円)
2013年改正後 特賃 698 円(前+17 円)
2014年改正後 特賃 705 円(前+07 円)
2015年改正後 特賃 717 円(前+12 円)
2016年改正後 特賃 732 円(前+15 円)
2017年改正後 特賃 750 円(前+18 円)
2018年改正後 特賃 770 円(前+ 20 円)
2019年改正無 特賃 770 円(地賃 790 円)
2020年改正無 特賃 770 円(地賃 792 円)
2021年改正無 特賃 770 円(地賃 820 円)
2022年改正無 特賃 770 円(地賃 853 円)
2023年改正無 特賃 770 円(地賃 896 円)



特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書
（糖類製造業）

令和6年8月3日

1. 産業別最低賃金の改正の意見・要望

令和5年度産原料さとうきびは台風や干ばつ等の天候不順の影響を受け平成23年に次ぐ減産となり、製糖各社は大変厳しい経営状況にある。さらに安定的な生産量を確保するためには生産農家の高齢化対応や担い手の確保、機械化の推進等未だ多くの課題が山積している。また、国からの経営改善計画による最大限のコスト削減、砂糖の消費量減少や資材費高騰、円安等の影響も大きく、また、働き方改革に伴う時間外労働上限規制の対応に向けた人員増や合理化、省人化に向けた工場整備等砂糖製造業の経営状況は非常に厳しいものとなっている。

これらのことから、現行の地域別最低賃金を上回り設定する状況になく、糖類製造業の特定最低賃金の審議を行う必要性はないと考える。

特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書 （新聞業）

令和6年7月29日

1 業界の経済及び労働状況

県内外を問わず購読者の高齢化と若年層の新聞離れによって、購読者数の永続的な減少に歯止めがかかる兆しはありません。各社紙面のデジタル化などで現状の打開を試行錯誤しながら発行を続けている状況にあります。

県内ではコロナ後は観光業が活況にあり、それに伴い小売業や宿泊業も同様の好景気に置かれていますが、新聞業はその恩恵にあずかることが難しい業種でもあります。

購読料とともに新聞社の大きな収入の柱は広告料ですが、近年は広告主自らウェブを活用するなどして新聞に頼らない傾向も増え、購読料とともに広告料収入も減少傾向にあります。

全国的な少子高齢化による労働人口の減少は、県内新聞業に限ったことではありませんが、県内では人手が不足していても前項の経済状況から人材の補充は容易では無く、各社で求人サイトなども活用して県内外から人材を募集したり、社内で人員配置を工夫するなどしています。

働き方改革の浸透により、記者業務や印刷業務などでも労働時間や職場環境の改善が進んでいますが、求職者には新聞社に対する従来の印象が未だ色濃く残っているものと思われれます。

2 業界の賃金状況

近年まで県内の他産業に比べ、新聞業は常に高い最低賃金設定がなされてきましたが、その理由に明確な根拠はありません。現在は労働人口の減少と好景気が後押しする形で県内賃金は上昇を続けており、新聞各社が最低賃金を大きく上回る条件で求人募集を行っているのが現状です。

3 産業別最低賃金改正の意見・要望

現在、新聞業のみならず人手不足の売り手市場は周知の事実であり、そのような状況の下、沖縄県の地域最賃も近年大幅な金額上昇がなされております。

契約社員やパートの時給は既に1,000円以上で募集を行っていますが、応募者が減少しているのが現実です。

しかし、前述のとおり、新聞業界における経営環境は大変厳しく、地域最賃を上回る特定最賃を設定することには違和感を覚えます。

本来、賃金の設定は、個々の実情を踏まえて労使間の交渉や協議を通じて決定が行われるべき事項であり、また厳しい環境の中においては、一律的な賃金アップではなく、メリハリのある設定が必要であると考えます。

需要と供給のバランスを考慮し、各社の置かれた実態を勘案しつつ、戦略として賃金設定がなされることを希望するものであります。

以上のことから、新聞業における特定最低賃金の設定の必要は無いものと考えます。

特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書 （各種商品小売業）

令和6年8月1日

1 業界の経済及び労働状況

沖縄県経済は新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが5類へ移行したことで、外出機会が増加、旅行需要の高まりが顕著となり観光関連産業を中心に回復の兆しを見せています。一方、ウクライナ情勢の長期化やイスラエル・パレスチナ問題などに伴うエネルギー・原材料価格の高騰や円安進行があり物価高騰に繋がり顧客ニーズの変容やコスト上昇と懸念材料もあり、依然として先行き不透明な状況が続いています

少子高齢化による労働人口の減少に加えて、小売業で慢性化している長時間労働や休日の取りづらさ、さらには低賃金も人手不足の要因に挙げられており人手不足が深刻かつ常態化しております。

2 産業別最低賃金改正の意見・要望

近年の経済回復傾向に伴い労働者確保が課題になっており、現在、直面している少子高齢化による労働人口の減少により、各業種の企業が賃上げを行っており、今後更なる労働者の獲得競争が激化すると思われます。また、最低賃金の大幅な引上げにより、非正規・パートタイム労働者が、103万円や130万円に届かないように労働時間を調整するケースがこれまで以上に増えております。「年収の壁」の問題は、現在の人々の働き方や家族の形態を踏まえて税制や社会保障制度を見直すとともに、労働者の正しい理解を促進することにより解消していくことが求められています。「年収の壁」に対する誤解や理解不足を解消するため政府による周知・広報を徹底すべきだと思えます。

今後も労働者の維持・確保は大きな課題であり、また賃上げについては避けられない状況にあると考えます。しかし最低賃金の大幅な引き上げは、前述の「年収の壁」の問題にもつながり、現場の人手不足を更に深刻化するなどの課題が生まれています。

多くのパートやアルバイトなどの人材に支えられている小売業は、最低賃金の大幅な引上げや物流費等の高騰などによってコスト増となっており、更なる企業努力が求められる厳しい状況となっています。

つきましては、県内小売業界の混乱を招かないよう、特定最低賃金の設定による更なる賃金の引上げは必要ないと考えます。

特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書
（自動車（新車）小売業）

令和6年8月3日

1 業界の経済及び労働状況

令和6年度沖縄県の新車販売の状況は登録車、軽自動車共に前年割れの状況で特に登録車の減少が顕著となっております。減少の要因としては物価の高騰、エネルギー価格の高騰による買い控えが考えられ、この傾向はしばらく続くものと思われ
ます。

また、所有から共有（シェアリングサービス）への移行、人口増加率の鈍化も自動車販売業にとっては向かい風となる事が想定されます。

自動車業界においては、整備士の人材不足が喫緊の課題であることに加え、昨今は若年層が対面での接客を伴う営業職を避ける傾向となり、職種を問わず人材確保が難しい状況下に置かれております。今後も働く環境を整えるための設備投資も重要であると考えております。

2 業界の賃金状況

県内自動車業界の人材不足解消を図る上で最低賃金改定は必要と認識しておりますが、昨今各社の事業環境の違い、賃金の考え方（基本給、手当、歩合等）から給与水準にもバラつきが出てきている現状です。

3 産業別最低賃金改正の意見・要望

労働者にとって最低賃金改定の重要性は理解できますが、上記の通り業界全体として特定最低賃金を設定する事は非常に難しいと考えております。

